

落窓物語 堤中納言物語



日本古典文學大系

日本古典文學大系 6

萬葉集三

高木市之助  
五味智英校注  
大野晋

岩波書店刊行

萬葉集三

日本古典文学大系 6

昭和 35 年 10 月 5 日 第 1 刷 発行  
昭和 51 年 3 月 10 日 第 16 刷 発行

定価 2100 円

高木市之助  
校注者 五味智英晋  
大野



東京都千代田区一ツ橋 2-5-5  
発行者 岩波雄二郎

東京都青梅市根ヶ布 1-385  
印刷者 白井倉之助

発行所 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 株式会社 岩波書店

落丁本・乱丁本はお取替いたします

## 目 次

解 説	三
各卷の解説	一八
校注の覚え書	三
凡 例	四七
卷 十	四九
卷 十一	一五五
卷 十二	一五五
卷 十三	一五五
卷 十四	一五五
補 注	四〇五
異体字表	四七九



## 解 説

第二冊でことわったように、本冊で解説しようることは、主として作者不明の諸作歌についてであつて、それに第三冊に配したのは、本冊所収の諸巻がたまたまこのような作者不明の作品の多数を収めているからに外ならない。随つて本解説の対象となる作者不明歌の範囲は、単に本冊所収諸巻に限られるわけではなく、二十巻全般に亘ることももちろんである。

### 一 概 観

最初に用語の意味を約束し、そうした意味での作者不明歌が集中に占める比率などについて一言して置きたい。一体、万葉集中、作者が明らかでない場合はさまざまである。例えば、各巻撰集の態度方針として作者名を掲げないもの、歌の題詞・左注その他で「作者未詳」「作者未審」などとことわるもの、単に娘子・童女・人などとして固有名を顕わさないもの等々。しかしこの解説ではこうした一切を広義一樣に「作者不明歌」としたい。尤もこのように用語の意味を限定したところで、集中の作者不明歌数を確定することは不可能である。なぜなら、諸本の異同はそのままこれらの数に影響するし、また諸家の見解の不一致、例えば左注で「右件歌」とある右がどの歌まで溯つて指すかという問題も諸説が必ずしも一致はしていないしするからである。だから次の集計表にても微細な数字の隅々までを決定的に考へるこ

とは出来ないか、ただそれらの集計が概算的には以下の解説の要旨を支えることも事実であろう。左表はこのようない意味と用途を持つ稿者なりの集計による各巻別作者不明歌である。

計	旋	短	長	型 卷
9	0	7	2	一 (乙)
3	0	2	1	二 (乙)
11	0	9	2	三 (乙)
11	0	11	0	四 (乙)
2	0	2	0	五 (乙)
10	1	8	1	六 (乙)
287	2	285	0	七 (甲)
14	0	12	2	八 (乙)
27	0	26	1	九 (乙)
470	2	466	2	一〇 (甲)
334	0	334	0	一一 (甲)
356	0	356	0	一二 (甲)
119	0	56	63	一三 (甲)
241	0	241	0	一四 (甲)
112	2	108	2	一五 (乙甲)
78	2	69	7	一六 (甲)
9	0	9	0	一七 (乙)
2	0	2	0	一八 (乙)
6	0	4	2	一九 (乙)
2	0	2	0	二〇 (乙)
2103	9	2009	85	計

因に、本表では古歌集からの歌は採り、柿本人麿歌集その他の歌集からの歌は採らなかつた。その他採否の標準は稿者の個人的意見によつたところが少くない。なお甲乙についても本文中で説明している。

なお甲乙については本文中で説明している。

この表で知られるることは、作者不明歌は、各巻にいすれも例外なく含まれていてこと、また長・短・旋頭歌の各定型及びこれに準ずるものは、巻別には不均衡ながら、全体としては一応揃っていること、各巻への配分は、巻々の性質に応じてそれぞれ差があるが、これを大別すればほぼ二群に別けることが可能らしく、即ち、甲群は謂わば作者不明歌集であつて、作者名を録することがあつてもそれはむしろ特例であり、随つて各巻四百余首乃至七、八百首という多数の作者不明歌を収めており(巻七・十・十一・十二・十三・十四・十五(前半)・十六——巻十五の前半は便宜甲群に属せしめたが他巻とはやや性格を異にする)、乙群は逆に本来作者を記載することを立て前とするが、たまたま事情によつて例

外的に作者不明歌をまじえるもので、随つて数量的にいっても各巻二十七首乃至二首という少数である(巻一・二・三・四・五・六・八・九・十五(後半)・十七・十八・十九・二十)ということ、そして最後に、これら無名作家の歌が長・短・旋頭の三型態を併せて総計実に二千百余首に及ぶということであろう。たとえこの集計が幾多の誤差を含むとしても、二千何首という数量は極めて大まかに言って、万葉集の總歌数(上掲の集計法に隨い、仮りに概算的に四千六百首と抑えて)の四五%にも達し、各個人作に比べても、概算、人麿の約一二倍、赤人・憶良それぞれの四二倍乃至二八倍、そして集中最も多數の作品を誇る家持に対しても凡そ四倍半に達するのであって、この事実は絶対量としても、また各作家との関係においても到底看過し得ない何ものかであることを語っている。

尤もそうは言つても、このように集全体の半数にも近い作者不明歌は、作者明記の各作歌との間に何か異質的な性質を具えていて、両者が相互に対立したりしているのでは決してない。ないばかりか、私の解説したいことは、全くその逆であつて、両者を各巻編述の際のさまざまの部類意識を基礎として、一層高次にまとめようとするではなく、却つて両者を万葉文學の、謂わば一つの位相として連続させることによつて、この古典の遺産的意味を、それを求める読者の前に一層明らかにしようとすることに外ならない。

## 二 乙群各巻における作者不明歌について

先ず考えなくてはならないことは、これら大量の所収歌がどのような原因また事情によつてその作者名を不明にしているかという問題であろう。この問題を解くための一つのそして最初の鍵は巻八、二四六の歌に付せられた次の左注であろう。

## 右一首依作者微不顯名字（本大系第二冊二八四頁參照）

尤もこの左注には解釈上に諸説のあることは頭注に掲げた通りで、最初から注記されたのではなく、後人が付け加えたといふ説もあり、それにからんで本歌は本来作者のない民謡だったという風にも考えられなくはない。ただししかし、それにもかかわらず、作者が微賤である場合にはことさら名字を顯わさないで置くという考え方は一部の撰集者達に共通の一つの意識であったので、たまたまその一例がここに出ているとは言えそうである。卷十五前半における作者名の記し方は、或る意味でこれを裏書きする。一体この一群の作歌は遣新羅使一行の作百四十余首から成り、最近、一群中の作者不明歌は、この原記録の筆者である或る一人の作であると想定する諸説が有力であるが、筆者が自作に作者名を記さなかつた事情は想像できても、九十余首の作者不明歌を一作家に帰せしめるために諸家の論証はまだ尽してはいないので、別表でもしばらく甲群に配して置くことにした。（卷十五の各巻の解説参照）それよりも問題は作者名記載の方法についてである。即ち「葛井連小老」のように官名を具備するもの、「大使」のように官名を掲げて氏名を欠くもの、「田辺秋庭」のように氏名だけことわるもの、「羽栗」のように氏を挙げて名を欠くもの、「六鰐」のように氏名の略称らしきものなど実に区々であるが、そこには単に偶然ではないもの、いわば身分の尊卑に関連して作者名の顯し方の上の慣行のようなものがあったことを想わせ、この意味で、それは前記二四六の左注を裏書きすると言えよう。また集中の贈答歌で、一方がはつきり作者名を記し、他方が単に娘子・童女・和人などとする例が少なくない。例えば卷三、四〇四～四〇六に佐伯宿祢赤磨の贈答歌があるが（第一冊一九四・一九六頁）、相手は単に娘子とあって名がない。卷四、七〇六における家持の相手である童女、卷八、「空毛における坂上郎女に対する和人など多数が同断である。こうした贈答歌で、なぜ一方がアンバランスに名を顯わさないことになつたのであろうか。これには相手が女性だからなどと言つてはすまされぬもの

がある筈で、現に前記の最後の例は女性の坂上郎女が名を顕わして相手の男（と歌意などから想像して）が隠されている。つまりこうした贈答相聞の例においても「依微不顯名字」という事情は或る程度予想されるであろう。そこで上述二群の例における、作歌そのものを検討してみると、遣新羅使人の場合、作者名記載の諸作と、これに伍して列挙される作者不明歌との間に歌として何らの差異があるとは考えられない。もちろん個々の作品の間には優劣の差が考えられるにしても、その差は決して作者名を持つと持たないとはかかわりもないことである。次の贈答歌の場合でも、贈答との関係が全く互角である以上、われわれは、そこに作者名の有無によって両者を別ける何ものも考えられないこと勿論である。こういう風に考えて来ると、問題の一四六の左注は、左注そのものには疑義があるにせよ、万葉の撰者達が某々作歌を採択するに際し、作者の身分が微賤であつたためにこれを作者不明歌として扱つたという事情は結構あり得たとしなければなるまい。私が今このようなことにこだわるのは、要するにこれらの例証に関する限りは作者の明と不明とを別つものは単に身分の高下という、謂わば外的事情によるものだったことを語りたかったからである。つまり乙群各巻における、作者の有無は部類・部立の延長の上に双方へ分類されるというよりはむしろ相互に、位相的に連続するものなのである。尤もここで注意しなくてはならないことは、連續性はどこまでも連續性であつて、それを同一性と混合してはならないというもう一つのことである。解説として話があまりに思辨に偏する嫌があるので、ふたたび具体的な実例を持つて來るとすれば、卷六、九空・九六の二首は統く九空・九六の旅人作歌との贈答歌であり、題詞によると、「冬十二月大宰帥大伴卿上京時娘子作譯二首」とあって、次の二首の題詞が「大納言大伴卿和譯」とあるのに対応していって、ちょうど前掲古六（対七空）・六毛（対六空）の場合のように、作者の有無がアンバランスになつてゐる贈答歌の別の例であるが、ただこの場合は九空・九六二首の左注に、この贈答が交わされた事情を説明し、娘子の名を児島と明示

しているところから、私はことさらに別表に加えなかつたが、さてこの謂わば準作者不明歌において、旅人の作歌と連続しているとはどういう意味かと言えば、両歌は歌としては何ら異類でなく互角対等に同類であつて、そこには作者名の有無によつてふり分けられる何ものもないということである。それでは、両者の間に同一性が認められないとはどういう意味かと言えば、身分の高下ということは、上述のように歌の外的事情と一應考えられはするが、同時にそれは歌としても考えなくてはならない、或る内的関連を持つてゐることである。具体的に言つて、貴族的身分は歌そのものの貴族性に反映し、反対に微賤な身分は歌そのものの大衆的性格に無関係ではあり得ないので、娘子が「余振袖乎無礼登母布奈(ぬな)」と呼びかけた時、そこに造型された自画像の姿勢は遊行女婦的な卑屈から解放されたものではなく、これに對して旅人が「大夫跡念在吾哉(まづらとよもへるわが)」と答えた時、そこには古代貴族としての驕慢をまだふり棄ててはいないのである。こうなると、身分の高下ということは外的な事情と呼ぶべく、あまりにも歌そのものを規制しているといわなくてはならない。ここに両者が連続性を持つてはいても、同一性とは言い得ない所以があり、こうした関係は、上述の例で比較的露骨に看取されるけれども、実は作者不明歌中、作者を明示する作歌と密接して作られた、乙群各卷における諸作歌の本質の上に、大なり小なり求められるところであつて、そこに、個性的作家から溯つて作者不明歌の性格を辿つて行こうとするこの解説の第一段階があると言えよう。

### 三 卷七・十・十一・十二所収の作者不明歌について

さて次の段階(前述のように、この場合「次の」というのは時代を追うことではなく、却つてそれを溯ることだが)は、(二)に比べて、もう一層作者が不明になること、換言すれば作者が無名歌人的相貌を具えて來ることである。前掲の表にて行こうとするこの解説の第一段階があると言えよう。

随えば、乙群から甲群へ溯ることであり、実は特に卷七・十・十一・十二を中心として考えを進めることもある。

先ず考えなくてはならないことは、これらの卷々が、なぜ作者を持たないかという問題である。これに対する最も安易な考え方は、これらの卷々が少数の例外を除いて、本来作者名を持たない歌の撰集つまり民謡集に近いものとすることだが、これは事実を直視しないあまりにも素朴な考え方として斥けなくてはならない。もちろん少数の例外として(四)の対象に考え得るような作歌のあることは認められるが、それはこれらの卷々を代表する、作者不明歌の性格ではあり得ない。こうした例外的・類歌的関係にある作歌が頻出するとは、集全体の作者不明歌の連続的位相の把握を妨げることでしかないであろう。一体これらの卷々の成立には、撰者の手許に柿本人麿歌集その他の材料のあつたことは明らかであり、また、他巻と重出的・類歌的関係にある作歌が頻出するが、これらの歌は他巻では民謡などではない、れっきとした作者名や歌作事情が屢々語られているのである。してみるとこれらの卷々に作者のないことは、もつと別の事情、つまり撰者の編集意識に関する何事かであることが想像されよう。一体、万葉の歌人達の間に類聚歌林の編者と言われる憶良をはじめとして、何らかの部立や分類を持つた撰集を作つて歌作の規範としようとする意識を持った者がいたことは想像に難くなく、こうした規範的意識が強ければ、それだけ、部立・分類等への関心は高まる代り、作者名や作歌事情にからまる、謂わば記録的興味は後退することは当然であろう。

秋茅子之 上介置有 白露乃 消可毛思奈万思 恋管不有者 (卷八、一〇八)

秋茅子之 上介置有 白露之 消鴨死猿 恋乍不有者 (卷十、三四四)

両歌は用字の異同を除けば、完全に重出歌と見なくてはならない関係にあるが、前者は「弓削皇子御謡」とある題詞によつてほぼ作者を確認出来、弓削皇子が天武天皇第六皇子で文武三年七月に薨じたことも確かであるとすれば、皇子の

作歌は卷十の成立に先立つと推測されるから、両者の関係は自然、卷十の撰者が秋相聞の寄物歌を再小分類して「寄露」という項を設け、そこに八首の規範歌を選んだ時、何らかの資料から皇子のこの作歌を採択したということになるであろう。これは卷十の撰者が先人の作歌に規範を求めたと想像される一例である。また、

咲友 不知師有者 默然將有 此秋芋子乎 令視管本名（卷十、三五三）

佐家理等母 之良受之安良婆 母太毛安良牟 己能夜万夫吉乎 美勢追都母等奈（卷十七、三五六）

両歌が用字の上の相違は別として、第四句の一方が秋芋で、他方が山吹であることを除いて全く同一歌であることにまちがいはなく、この関係を偶然の暗合として片づけることはもちろん出来ない。卷十七が以下の三巻と共に家持の手記であることは古来の定説であり、三五六の歌には「短歌二首」と題詞があり、「三月五日(天平十九年—稿者補)大伴宿祢家持臥病、作、之」と左注があるから、この歌が家持によって、天平十九年三月五日に越中の住地で「作られ」たことは明らかである。卷十の撰定時は不明であるが、天平十九年以前であることは想像出来るから、随つて両歌の関係は、自然家持が所持の資料（それがそのままこの卷十だったとも想像されるが）で三五六の歌を発見し、これを規範として、左注の月日に病床で原歌の秋芋を山吹に変えて作つたのが三五六の歌だったということになるであろう。これは卷十（またはこれに關係ある原資料）が後人の歌作に対する規範的役割を果していることを結果から証する一例である。つまり以上二対の重出歌または少異歌は、卷十が規範意識によつて編集されたであろうことを、先行歌と所収歌、並びに所収歌と後続歌との二対の関係において想像させる実例である。

ところで、これらの巻々における作家の喪失ということを、われわれは、撰者の編集意識などという外的事情からでなく、もっと作歌それ自体の中から考え合せることは出来ないか。それこそが本稿としての直接の問題である筈である

う。一体これららの巻々の所収歌それ自身の中に個々の作者を拒むような性格が何があるだろうか。こう考えて先ず想到されるのは、いわゆる類歌性のことである。一般に和歌文学には、「一首または二首以上の間に、一部分が相違して大部分が共通である関係（仮りに少異歌と呼ぶ）と、反対に一部分が共通で大部分が相違する関係（同様、類歌又は類句歌と呼ぶ）」とが屢々見出されるが、こうした関係を一括して普通類歌性と呼んでいる。類歌性は万葉集で特に顯著で、それは集の特徴の一つに数えても差支ないほどである。佐佐木信綱博士の集計に隨れば（万葉集の研究第三、万葉集類歌類句攷参照）、少異歌一八対、類歌六二六対に達し（少異歌・類歌・類句の範囲をどうきめるかには諸説があるが、しばらく博士の集計に隨う）、中でも巻十・十一・十二など作者不明の巻における類歌数（おもに少異歌）は集全体のその五割に近い。（この比率の立て方についても、種々問題はあるが、ただ作者不明の巻々が他巻に比べてどんなに類歌性に富むかという大まかな傾向を知るためににはこの程度で間にあうであろう。）さてこれらの巻の類歌性が特に顯著だということが、所収歌の作者を抹消する上にどのような関係があるであろうか。便宜前出家持の三元六の例を考えてみると、この歌と、先行の作者不明歌（三元三）との間には、明らかに類歌性（少異歌）があるが、この場合家持が巻十（或はその原記録）の中の三空を採り、僅かに歌中の花の名をとりかえるだけで「作歌」と称したことには後代から言つて問題がある。このような行為が仮りに王朝宮廷の歌合せの席上などで行われたとすれば、彼はさしづめ剽窃の重罪に問われたにちがいない。だのに家持の場合それが「作歌」として平氣で通用していたということはなぜか。それは要するに家持の「作歌」の場が真に個人的な「作歌」のそれではなく、そこにはまだ類歌性が強力に支配している謂わばこれらの巻々に特有な作者不明歌の世界が生きていたからである。類歌性とは、前述のように歌の大部分または一部分を共通にする性格であり、このことは個人差を基本とする、眞の創作過程と矛盾してこれを拒もうとする。だから、三元三の歌から僅かに花の名を

置き換えたにすぎない元老の模倣的行為も、個人的創作の成立した後代の歌壇では正当視されないにせよ、このように類歌性が生き続けていたこれらの巻々の世界ではけつこう「作歌」として通用することが出来たわけである。裏から言って、これらの巻々に特に顯著に認められる類歌性とは畢竟個性少なくとも個別的性格と対決することによって、その一つの顯われともいうべき作者名に挑むものなのである。これは類歌性を中心として考えられる一例にすぎないが、これらから類推的に考えられるこれらの巻々の所収歌一般についてもほぼ同様の性格が考えられそうである。即ち、資料的にいって、かつては作者を持っていた所収歌も、一旦これらの巻々に収められることともなれば、外からは前述規範的な撰者意識を負うと共に、これらの作歌にまだ生き残っていた筈の、前代的な非個性等質の社会の残照のようなものが強く張り出して来ることによつて、ここにこれらの巻に特有な、或る頗る万葉的な作者不明歌を形成していくと見るべきで、いってみれば、民中に個があり、個中に民があつて、相互に浸透しあつたところに、これらの巻々における代表的な作者不明歌の性格があると言えようか。

#### 四 卷十四・十三・十六所収の作者不明歌について

卷十四の撰集にからまる種々の問題については、「各巻の解説」に譲り、ここでは、その所収歌東歌の、(三)から連続する作者不明歌的性格についてのみ解説して行きたいと思う。卷七・十・十一・十二の所収歌は(三)で考えたように、本来の作者不明歌が混在はしているとしても、その確証ではなく、却つて、作者名記載歌から連続するものであることが分つた。しかしながら連続性はどこまでも連続性であつて、同一性と認めることは出来ず、これらの巻々に特に顯著に認められる類歌的関連によつて、そこには乙群の巻々におけるようなまぎらわしいものではなく、もつとはつきりした或る

作者不明歌的性格のあることも確かめられた。これに比べると卷十四所収の東歌の持つ作者不明歌的性格はやはり、連續はしていても同一ではない。(三)の冒頭のような言い方をすれば、東歌は、その作者不明歌的性格においてもう一段潮流していると言えよう。一体東歌を「東国の歌」と説明するまでは安全だが、もしこれを「東国の民謡」と言いかえるとすると途端になにか割り切れないものを感ずる。なぜかと言えば、東歌の性格には、純粹に民謡とは言い切れない何ものがあるからである。東歌に対して、作者を土着人と見ることを疑い、中には京人が東国地方を旅行した際の作歌が混入しているとする説が古来、最近の故武田祐吉氏あたりまでしばしば行われているのは、論の正否は別とし、また各説の根拠は種々考えられるにしても、要するに土着人の作に予想されるような民謡性に対する不信から来ていることだけはまちがいない。この不信はしかし、上来考へて來たような、作者不明歌的性格の連続的な一つの段階と見ることで解消することも出来るのである。例えば巻頭の五首について千蔭はその略解で、

初二首(稿者注三四五・三五六)と末一首(稿者注三五二)は東ぶりならず、既に久しく仕へ奉りて帰りをる人の、東にての歌故に是れに入れたるか。或は、京人の東の國の司などにて下りたるが詠めるを、其れも其の國に伝はりたるは、其國の歌とて有るなるべし。古今集の東歌にも此類ひ有り。

といつてゐるが、彼がこの三首を東ぶりでないと考へた根拠は実は、当時の東国人の作歌の中にこうした作者不明歌的性格の異なった段階が同居していた事実によるかも知れず、具体的に言つて、

信濃奈流 須我能安良能余 保登等藝須 奈久許恵伎氣婆 登伎須疑余家里 (三五二)

筑波祢余 由伎可母布良留 伊奈乎可母 加奈思吉兒呂我 小努保佐流可母 (三五二)

の両歌は同じ東国土着人の間の、前者は(二)(三)で考へたような、比較的京人らしい、個人的性格、後者はそれよりも、も

つと溯った非個性的、民衆的性格という二つの段階を示しているのかも知れないのだ。言い換えると、作者不明歌は〔二〕で考えたような、卷十・十一・十二などの所収歌から、東歌へ溯ることによって、東国という地方的な風土と社会に媒介されて、本来の性格つまり非個性的集団歌即ち民謡の性格を一層はつきりさせて行つたと見るべきであろう。

東歌のこのような性格を明らかにするために都合のいいことは、東歌が防人歌と密接につながつてゐることである。防人歌というのは、各巻の解説で明らかなように、一方において、卷二十に「天平勝宝七歳乙未二月相替遣筑紫諸國防人等歌」と題して採択されている、一群の作歌と、これに続く、左注に「右八首昔年防人歌矣云々」とある作歌などを主とした九十余首を指すのであるが、他方、この卷十四の東歌と総称している歌群の中にも防人歌と明示した五首の歌（三五七—三五七）があり、その他本巻中のいわゆる東歌の中には仙覚以来の諸学者が作者を防人に擬した作歌は少なくないところから推せば、卷二十所収の防人歌も或る意味で東歌の範疇に入れることが出来るかも知れない。ところでも、こんなに重なりあつた両者の関係から提起される問題は、卷十四で作者不明歌だった同じ防人歌が卷二十では殆ど例外なしに作者名を記載していることである。防人の徵集・任務・構成などについては軍防令その他で規定されているが、この階層の人々の生き生きとした群像は、これら有名無名の防人歌によつてはじめて顕わされたといつていい。ただそれは飽くまでも群像でしかないことが注意されなくてはならない。卷二十でこれらの歌に一々作者の部族名と個人の名を記載していることは、別表乙群に見られる個人名とは全く趣を異にし、乙群の作者達がその名を記載することによって宮廷官人的存在を誇り得たとは反対に、各々の部族に隸属して、防人に徵発されて行くこれら上下の丁達にとつて、各自の名前は自己を主張するというよりも、彼らを指揮統率する部領使にとつての便利な一符号に過ぎなかつたといつても過言ではない。たとえば、